

令和3年5月20日	
所 属	消防局 企画管理課
所属長	西山 善規
電 話	06-6481-0119

強制わいせつ事案等における職員の処分について

1 被処分者及び処分内容

消防局 消防士長 懲戒免職
(地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号)

2 処分年月日

令和3年5月20日(木)

3 処分の概要

被処分者は、平成24年12月27日に自身を理事長とするNPO法人を設立し、任命権者の許可なく同法人から飲食、旅行、その他の利益を継続的に享受し、また、平成29年度から平成30年度にかけて行われた同法人に係る消防局の実態調査に対し、虚偽の報告等を行った。

更に、同法人に含まれる自身が経営するスポーツジムの利用者2名に対し、指導者の立場を利用して平成30年4月23日及び令和3年2月15日にわいせつな行為、令和2年6月26日に同スポーツジムの更衣場所に盗撮目的のカメラを設置し、わいせつ事案とは別の利用者に対して盗撮を行った。

これらの行為は、本市及び本市職員全体の信用を著しく失墜させる行為であり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるものと判断し、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、懲戒免職とした。

以 上